

福祉サイドから見て居住支援協議会に期待出来ること

資料 2 - ③

- 相談援助担当者の住宅確保に関する悩みは多い。交渉先も多く時間もかかり、一人で解決するのは大変。
- 居住支援団体のミッションは相談援助担当者の悩みと同一ベクトル。
- 居住支援協議会の下、居住支援団体と連携することにより、**業務の効率化のみならず支援の質も向上。**

住宅確保要配慮者
(生活保護者、障害者、高齢者)

支援

※居住支援団体は相談援助担当者の業務を支援

相談援助担当者
(生活保護ケースワーカー(生保CW)、相談支援専門員、ケアマネジャー等)

居住支援協議会に参加する居住支援団体(社会福祉法人、NPO等)

○各団体は次のような視点から下記の支援を実施

- ①地域善隣事業(注)として支援
- ②組織の存立ミッションとして支援
- ③社会貢献として支援
- ④社会的企業(ソーシャルビジネス)等

(注)補助金の活用を前提としない(一財)高齢者住宅財団が進める居住支援事業。詳細は次頁。

相談援助担当者の住宅確保に関する悩み(例)	悩みに応える居住支援団体が行う支援(例)
ホームレスの人にはアパートなかなか貸してくれないよなあ(生保CW)	身元保証、生活再建、就労支援
アパート一人暮らしのアルコール依存症の人、若いんだけどトラブルメーカーだから大家さんも大変だなあ(生保CW)	見守り、トラブル仲裁、就労支援
障害者の地域生活移行させたいけど、GHやってくれる大家さんいないかなあ(相談支援専門員)	大家さんから一括借り上げてサブリース、地域の理解促進
精神障害者だけど服薬管理しっかりすれば問題なく一人暮らし出来るんだけどなあ(相談支援専門員)	服薬管理、地域の理解促進
まもなく退院のAさん、見守りと介護サービス利用で一人暮らし出来るんだけどなあ(ケアマネ)	日頃の見守り、生活支援、地域との交流から介護サービス利用まで幅広く寄り添い型の支援を提供

ではどうすれば実現できるか。何をすれば良いか。

福祉サイドに求められる取組

福祉サイド関係部局は、居住支援協議会が業務の効率化と支援の質の向上に寄与するよう、自らも下記の取組を推進することが求められるのではないか。

○相談援助担当者に住宅確保要配慮者向け住宅の確保に関する悩みの調査

→ これにより、相談援助担当者が抱える悩みを顕在化させると共に、居住支援協議会で共有し共感へと繋ぐ。

○有識者等による居住支援協議会内意識啓発と一層の共感の醸成

→ 単なる住宅斡旋(第1ステージ)からサポート付き住宅斡旋(第2ステージ)へと役割の進化を共有すると共に、行政内部福祉サイドの役割が今後は重要となることを確認し、第2ステージを担う組織のあり方・体制等を再検討。

○居住支援団体の必要性、地域善隣事業^(注)の意義等に関する啓発広報

→ 居住支援団体自身による居住支援団体増加の取組を促すことにより、居住支援団体の組織強化・地域善隣事業の拡充を図り、居住支援事業の拡大を通じて地域包括ケアシステムの住まい策を支援し、住宅確保要配慮者の解消を推進。

・地域善隣事業とは・・・低所得・低資産である、社会関係資本による支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難である又はそのおそれがある者を対象として、できるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるように、ハードとしての「住まいの確保」とソフトとしての「住まい方の支援」の二本柱で支援する事業。事業の実施にあたっては、関係者の協力・連携体制を構築した上で、「住まいの確保」は地域の既存資源(空家)を活用し、「住まい方支援」は、互助の醸成に留意しつつ、個々の対象者に応じた生活支援を実施する。透明性のある利用者主体の事業運営が求められる。

(参考)福祉サイドから見て理想的な居住支援協議会

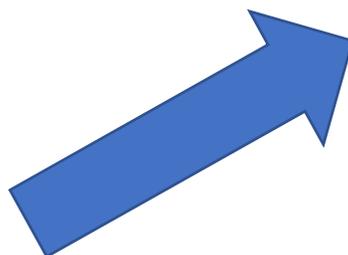


居住支援協議会は第2ステージに入った時、真価が発揮される。

- (支援内容)
- 要配慮者受け入れ物件・協力不動産店の紹介・あっせん
 - 家賃債務保証 程度まで

(活動対象)
自活できる要配慮者
に留まる
↓
居住支援団体→少ない

福祉部局へのプラス効果



(活動対象)
支援が必要な要配慮者^(注)に拡大
↓
居住支援団体→多い

(注)福祉施設等の入所者、病院等の入院患者除く

- (支援内容)
- 生活支援・トラブル仲裁
 - 見守り・緊急通報サービス
 - 福祉系サービス
 - 死後サービス 等幅広に

福祉部局へのプラス効果

